

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号4条に基づいて、当事業者があなたに説明する事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人北海道社会事業協会 洞爺病院
事業者の所在地	虻田郡洞爺湖町高砂町 126 番地（洞爺協会病院内）
法人種別	社会福祉法人
代表者名	大浦 哲
電話番号	0142-74-2555
指定年月日及び指定番号	平成12年4月1日 0173700014

2 ご利用の事業所

事業者の名称	居宅介護支援事業所えんじゅ
事業者の所在地	虻田郡洞爺湖町高砂町 126 番地（洞爺協会病院内）
管理者	田中 昌子
電話	0142-76-1011
ファクシミリ	0142-76-4666
指定事業所番号	0173700014

3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	北海道知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
訪問介護	平成12年4月1日	北海道0173700014	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする
施設運営の方針	要介護者等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

5 職員の職種、人数及び職務内容

従業員の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常 勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管理者	1		1			0.1	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	3	2	1			2.9	以上	介護支援専門員

6 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間（8：20～17：00）常勤で勤務	週休二日制
介護支援専門員	勤務時間（8：20～17：00）常勤で勤務	週休二日制
	勤務時間（8：20～16：40）非常勤で勤務	週休二日制

7 営業日

営業日	月曜日から金曜日（休日は国民の祝日、8月15日、12月30日・31日、1月2日・3日）
営業時間	午前8時20分～午後5時00分まで
連絡体制	24時間転送電話が可能。また洞爺協会病院からの連絡体制があり、担当職員が対応する。

8 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	本人・家族に代わっての申請代行	訪問	無料
サービス計画の立案	本人・家族の意向に沿ったケアプランの作成	訪問・相談サービス事業所との連絡調整	介護報酬
情報提供			無料
連絡調整			無料

9 事業の実施地域

実施地域	洞爺湖町 伊達市（大滝区・稀府町・黄金町を除く）豊浦町（大岸・礼文華を除く）壮瞥町（幡溪・久保内を除く）
------	--

- 10 秘密の保持
事業者及びサービス従事者は、契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 11 虐待・身体拘束の防止
事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待・身体拘束防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待・身体拘束のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待・身体拘束を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待・身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 12 業務継続計画
(1) 感染症や非常災害の発生時に於いて、利用者に関する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 13 事故発生時の対応
利用者による事故が発生した場合、市町村及び関係家族に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。
- 14 苦情等申立先

苦情等相談申立先	窓口担当者 田中 昌子 ご利用方法 電話 0142-76-1011 面談時間 8:20～17:00 面接随時
----------	---

- 15 協力医療機関等
- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 医療機関の名称と電話番号 | 洞爺協会病院 0142-74-2555 |
| ショートステイ受け入れ施設の名称と電話番号 | 幸楽園 0142-76-4306
幸豊の杜 0142-82-3127 |

- 16 サービスの利用にあたっての留意事項
- (1) サービス提供の際、介護支援専門員に対するセールスや宗教への勧誘を固くお断り致します。
- (2) サービス提供の際、介護支援専門員に過失のない状況で介護支援専門員に怪我を負わせてしまった場合、飼育者が治療費やその他の保証を行う義務が発生します。トラブル防止の為にサービス提供時はペットをケージに入れる等のご協力をお願い致します。
- (3) サービス提供の際、介護支援専門員への身体的暴力、セクシャルハラスメント、契約範囲外のサービスの強要行為があった場合には契約解除となる場合があります。信頼関係を築く為にもご協力をお願い致します。

- 17 指定居宅介護支援内容の利用料金
サービス利用料については、下表のとおりです。
- (1) 利用料金

居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）要介護1・2	1,086 単位	介護予防支援費	472 単位
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）要介護3・4・5	1,411 単位		

(2) 加算料金

加算	単位	算定回数・要件等	加算	単位	算定回数・要件等
初回加算（居宅介護・介護予防）	300	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合	退院・退所加算（1）ロ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合
特定事業所加算	323	1月につき	退院・退所加算（2）イ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合。 ※入院日以前の情報提供含む	退院・退所加算（2）ロ	750	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた（内1回はカンファレンスによるもの）場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	利用者が入院した翌日又は翌々に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	通院時情報連携加算	50	利用者が医療機関（歯科含む）で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行う。利用者1人につき1月に1回が限度
退院・退所加算（1）イ	450	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合	ターミナルケアマネジメント加算	400	著しい状態の変化に伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業所に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に対して、国の定める割合に基づき加算されます。				

私は、本書面に基づいて職員（介護支援専門員氏名； ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所 氏名 印

利用者の家族 住所 氏名 印
(続柄)

(代理人) 住所 氏名 印
(続柄)